

雇用保険に係る不服申立て及び 訴訟に関する業務取扱要領

令和元年5月
職業安定局雇用保険課

目 次

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 第 1 | 不服申立て及び訴訟の概要 | 1 |
| 1 | 行政不服申立制度の概要 | 1 |
| 2 | 教示制度の概要 | 1 |
| 3 | 行政事件訴訟の概要 | 2 |
| 第 2 | 労審法による審査請求 | 4 |
| 1 | 概 要 | 4 |
| 2 | 審査請求の対象となる処分 | 4 |
| 3 | 雇用保険審査官 | 14 |
| 4 | 雇用保険審査参与 | 16 |
| 5 | 雇用保険審査官に対する審査請求手続 | 18 |
| 6 | 要件審理 | 27 |
| 7 | 本案審理 | 29 |
| 8 | 審査請求手続の終了 | 48 |
| 9 | 審査に伴う事務 | 56 |
| 10 | 労働保険審査会に対する再審査請求手続 | 65 |
| 11 | 決定を経ない再審査請求 | 67 |
| 第 3 | 行審法による不服申立て | 69 |
| 1 | 概 要 | 69 |
| 2 | 処分についての審査請求 | 69 |
| 3 | 不作為についての審査請求 | 73 |
| 第 4 | 行政事件訴訟 | 75 |
| 1 | 概 要 | 75 |
| 2 | 取消訴訟 | 75 |
| 3 | その他の訴訟 | 79 |
| 第 5 | 審査請求関係事務様式（参考） | 81 |

第 1 不服申立て及び訴訟の概要

1. 行政不服申立制度の概要

行政不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為によって、自己の権利利益を侵害された者に対し、広く行政庁に対し不服申立てをすることができるための制度を定めることにより簡易迅速かつ公正な手続によって国民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することを目的とする。

行政不服申立てに関する一般法としては、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。)があるが、労働保険を対象とする特別法として労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和 31 年法律第 126 号。以下「労審法」という。)があり、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号。以下「雇保法」という。)第 69 条から第 71 条までの規定により、雇用保険に関する処分のうち一定のものについての不服申立ては、この労審法により行うこととされている。

すなわち、雇用保険業務に係る公共職業安定所及び地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。)の長(以下、公共職業安定所長と地方運輸局長を「安定所長等」という。)、歳入徴収官及び都道府県労働局長の処分又は不作為、審査請求についての都道府県労働局長、厚生労働大臣及び雇用保険審査官(以下「審査官」という。)の不作為並びに再審査請求についての労働保険審査会(以下「審査会」という。)の不作為に不服のある者は、労審法又は行審法の定めるところによって不服申立てをすることができる。

しかし、雇保法第 69 条第 1 項に規定する処分については、労審法の定めるところによって審査請求及び再審査請求をすることができ、その他の処分又は不作為(雇保法第 69 条第 1 項に規定する処分についての不作為を含む。)については、行審法の定めるところによって審査請求をすることができる。

2. 教示制度の概要

教示制度は、行政庁が処分をする際に処分の相手方に対し、当該処分に不服のある場合は不服申立制度による救済を受けられる旨を教示し、同制度の十分な活用を図ることを目的とするものである。

(1) 行政庁は、不服申立てをすることができる処分を書面でする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期

間、さらには再審査請求、取消訴訟について教示しなければならない（行審法第 82 条第 1 項、行訴法第 46 条第 1 項）。

また、利害関係人から教示を求められたときも教示しなければならない（行審法第 82 条第 2 項）。

この場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、書面で教示しなければならない（同条第 3 項）。

- (2) 行政庁が、(1)の教示をしなかったときは、当該処分について不服のある者は、当該処分をした行政庁に不服申立書を提出することができることになっている（行審法第 83 条第 1 項）から、当該処分が処分をした行政庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分をした行政庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない（同条第 3 項）。

この場合の不服申立書の記載事項については、審査請求の場合（行審法第 19 条（第 5 項第 1 号及び第 2 号を除く。））の規定が準用されている（同法第 83 条第 2 項）。

- (3) 審査請求をすることができる処分について、行政庁が誤って審査請求すべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合には、当該教示された行政庁は、速やかに、審査請求書を当該処分をした行政庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し（送付を受けた当該処分をした行政庁は速やかにこれを審査庁となるべき行政庁に送付し）、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない（行審法第 22 条第 1 項、第 2 項）。

- (5) なお、第 2 の 5 の(2)のロの(ロ)参照。

3. 行政事件訴訟の概要

雇用保険業務に係る行政庁の処分、裁決（決定を含む。以下この頁において同じ。）又は不作為について不服のある者は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」という。）の定めるところによって抗告訴訟をすることができるが、それには処分の取消しの訴え、裁決の取消しの訴え、無効等確認の訴え及び不作為の違法確認の訴えの 4 種類がある（同法第 3 条）。

なお、雇用保険業務に係る処分のうち、雇保法第 69 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない（雇保法第 71 条）－不服申立前置主義－が、上記処分以外の処分の取消しの訴え及び不作為（上記処分に係る不作為を含む。）の違法確認の訴えについては、行審法の定める不服申立ての手続きを経ることなく、直ちに提起することもできる（行訴法第 8 条第 1 項、第 38 条第 4 項）。

ただし、雇保法第 69 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えについては、

審査請求がされた日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき及び処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他決定を経ないことにつき正当な理由があるときに限り、審査官の決定を経ないで提起することができる（雇保法第69条第2項、行訴法第8条第2項）。

第2 労審法による審査請求

1. 概要

雇保法に基づく被保険者の資格の得喪の確認に関する処分、失業等給付に関する処分又は不正受給に係る返還命令若しくは納付命令が行われた場合、その処分に不服のある者は、審査官に審査請求をすることができ、審査官の決定に不服のある場合は、審査会に再審査請求をすることができる（同法第69条第1項）。

審査官又は審査会の行う審査又は再審査に関する手続きは、後述のごとく原則として労審法に定められているが、教示や不作為についての審査請求等については、行審法の規定（同法第22条、第6章）が適用される（雇保法第69条第4項）。

なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）第25条第2項の確認に関する処分が行われた場合にも、その処分に不服のある者は、同様な手続きによって審査請求及び再審査請求をすることができる（激甚災害法第25条第8項）。

かかる審査制度が特別に設けられた理由は、審査請求人が通常失業者であり、訴訟の手續を要求するのでは、その煩雑さと費用のために、行使すべき権利も遂に行使されずに終わることがあると考えられ、また、かかる処分が専門的技術的な性格を有し、かつ、大量に行われるものであるので、訴訟の提起前に雇用保険等の制度に習熟している機関によって具体的妥当な解決を求めようとする点にある。

したがって、審査制度は、簡易な手続きで審査請求ができ、専門の機関が実態に即して迅速かつ公正に処理できるように定められている。

2. 審査請求の対象となる処分

(1) 雇用保険に関する処分のうち審査官に審査請求を行うことができるのは次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの処分に限られる（雇保法第69条第1項）。

以下これら審査請求の対象となる処分（(2)に掲げる処分を含む。）を「原処分」という。

イ 被保険者の資格の得喪の確認に関する処分

被保険者の資格の得喪の確認に関する処分（以下「資格得喪の確認処分」という。）の内容には資格得喪の事実の有無の確認のみならず、その事実のあった年月日の確認も含まれるものである。資格得喪の確認処分の場合においては、当該処分が事業主の届出により又は職権によって行われた場合であっても、原処分を受けた者は、被保険者又は被保険者

となるべき者であって、事業主ではない。

なお、資格得喪の確認処分については、特別の取り扱いがなされる。すなわち、雇保法第 70 条により資格得喪の確認処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付に関する処分についての不服の理由とすることができないものである。

この場合において「確定」とは、審査請求を提起することのできる期間が経過し、もはや当該処分について審査請求をすることができなくなった場合、再審査請求期間若しくは出訴期間の徒過により審査請求の決定若しくは再審査請求の裁決が確定した場合又は裁判の判決が確定した場合をいうものである。

この規定が設けられた理由としては、(1)資格得喪の確認処分から失業等給付に関する処分まで段階的に発展する一連の行為の結合により、具体的法律効果が完成することにかんがみ、先行行為たる資格得喪の確認処分が確定した場合には、後続行為である失業等給付に関する処分についての争いの中で争わせしめないことにより、法律関係の速やかな安定を図ること、(2)資格得喪の確認処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付に関する処分についての不服の理由とすることができるとすると、長期間経った後も古い事実関係を調べなくてはならないが、これを確実な証拠に基づいて判断することは非常に難しくなるため、そういう事態を避けること等があげられる。

したがって、確定した資格得喪の確認処分についての不服を理由として失業給付に関する処分について審査請求がなされた場合は審査請求が許されないものであるから、審査請求却下の決定がなされるべきものである。

ロ 求職者給付に関する処分

求職者給付に関する処分とは、たとえば、基本手当についていえば、ある金額の基本手当を支給する旨の処分又は支給しない旨の処分をいう。

すなわち、「金〇円の基本手当を支給する。」又は「基本手当を支給しない。」旨の処分の如く、直接かつ具体的に法律効果を生ずる処分のみが審査請求の対象となる処分であって、基本手当支給の要件事実の判断は、審査請求の対象となる処分ではない。基本手当支給の手続について逐次これを示せば、次のとおりである。

なお、口座振込による基本手当の支給の場合、支給日ではなく、当該支給に係る認定日において認定を経て基本手当の支給についての処分がなされたものと解されるものであり、次において留意する。

(イ) 受給資格の否認

離職票を提出した者に労働の意思又は能力がないと認められること、被保険者期間が 6 箇月に満たないこと等の理由をもって安定所長等が受給資格なしと決定したときは、その決定を受けた者は、その後

の手續を拒否せられ、基本手当の支給を受けられないのであるから、支給資格否認の決定は「基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給に関する処分と解される。

(ロ) 被保険者の種類の確認

雇保法第 38 条第 2 項の被保険者の種類の確認は、資格得喪の確認処分には含まれず、a. 一般被保険者とされたため支給資格を満たさなかった場合は「基本手当を支給しない。」旨の処分、b. 一般被保険者として支給資格を満たした場合は初回の支給日の「基本手当を支給する（特例一時金の支給を行わない）。」旨の処分、c. 短期間雇用特例被保険者と確認されたことにより特例一時金が支給された場合は「特例一時金を支給する（基本手当を支給しない）。」旨の処分、をそれぞれ対象として審査請求をすることとなると解される。

(ハ) 支給期間延長の申出の不承認

支給期間延長の申出をした者に対して、支給期間延長が認められる理由に当たらないこと等の理由をもって安定所長等が当該申出の不承認を決定したときは、その後、支給期間経過後、失業の認定を求めた段階で、支給期間が終了したことを理由とする基本手当の不支給処分に対して審査請求をさせることも考えられるが、支給期間の延長期間は、通常、長期に及ぶところであるので、受給者の受給権を保護し、事務処理を明確にする見地から、支給期間延長の申出の不承認の決定がなされた段階で、当該決定を対象とし、審査請求をさせることとする。

したがって、審査官は、支給期間延長の不承認の決定に不服のある者は、当該不承認の決定の通知を受けた日の翌日から 3 か月以内に「支給期間は延長しない（〇月〇日以後基本手当を支給しない）。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

(ニ) 所定給付日数の決定

支給資格者証を交付する際に、公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）

（以下、公共職業安定所と地方運輸局を「安定所等」という。）は、所定給付日数を決定して記入する。この行為を所定給付日数の決定といているのであるが、この行為は単に基本手当支給の要件事実をあらかじめ算出し、将来その日数分しか基本手当を支給しないであろうということを示したにすぎないものであるから、このときには未だ基本手当の支給に関する処分はなく、後にその所定給付日数分の支給が終了し、以後もはや基本手当が支給されない段階に達したときに、はじめて「〇月〇日以後基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給に関する処分がなされるのである。

したがって、審査官は、支給資格者証に記入された所定給付日数に

不服のある者に対しては、その所定給付日数分の基本手当の支給を全部受け終わった支給日の翌日から3か月以内に「〇月〇日以後基本手当を支給しない。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

所定給付日数の決定に対する不服の理由として資格得喪の年月日に関する確認処分が誤りであることを主張する者に対しては、まず、当該確認処分の取消しを求めて審査請求をするよう指導する。

特定受給資格者に該当するか否かの離職理由の判定について不服がある者に対しても、これは所定給付日数の決定に対する不服の理由であるため、基本手当の支給終了に係る支給日の翌日から3か月以内に審査請求をするよう指導する。

なお、所定給付日数の決定に係る不服については、個別延長給付が支給される場合であっても、所定給付日数の支給終了に係る支給日の翌日から起算して3か月以内に審査請求を行うこととなるため、所定給付日数が終了する認定日においては、審査請求に係る教示を行うこととなることに留意すること。

(ホ) 基本手当日額の決定

受給資格者証を交付する際に安定所等は、基本手当日額を決定して記入する。この行為を基本手当日額の決定といているのであるが、この行為は、単に基本手当支給の要件事実をあらかじめ算出し、将来基本手当の支給にあたってはその日額の基本手当を支給するであろうということを示したにすぎないものであるから、このときにはまだ基本手当の支給に関する処分はなく、後に失業の認定を経て具体的に失業の認定に係る日数分の基本手当を支給するときに至って、はじめて、「金〇円の基本手当を支給する。」旨の基本手当の支給に関する処分がなされるのである。

したがって、受給資格者証に記入された基本手当日額に不服のある者に対しては、失業の認定を経て、その日額の基本手当の支給を最初に受けた日の翌日から3か月以内に「金〇円の基本手当を支給する。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

基本手当日額に不服がある場合の審査請求については、最初に支給を受けた日の翌日から起算して3か月以内に行われることとなるため、審査請求を行う時点では、既に支給終了となっている場合であっても、審査請求期間内に行われた審査請求によって、当該認定対象期間に係る「金〇円の基本手当を支給する。」旨の処分が取り消された場合は、当該認定対象期間以後の期間について支給された基本手当に係る処分についても、取り消されることとなることに留意すること。

(ハ) 失業の不認定

a 待期期間に係る失業の不認定については、それ自体が「〇月〇日から〇月〇日までの間は失業と認定しない。」旨の基本手当の支給に関する処

分であると解される。

- b 待期期間満了後（基本手当支給中）の失業の不認定については、支給日ごとになされる「金〇円の基本手当を支給する。」又は「基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給に関する処分の理由にすぎないものであるから、「金〇円の審査請求をし、その不服の理由として、争うべきである。

このため、認定日になされた「〇月〇日から〇月〇日までの間は失業と認定しない。」との不認定についても、「〇月〇日から〇月〇日までの〇日分の基本手当を支給しない。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

(ト) 給付制限

雇保法第 32 条又は第 33 条の給付制限は、「〇月〇日から〇月〇日まで〇日間は基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給に関する処分である。

なお、離職理由の判定が不服の理由である場合、(ニ)の基本手当を支給しない旨の処分と実質的には同一の離職理由の判定に基づく処分に対する審査請求が行われることとなるが、それに基づく処分自体の時期及び審査請求時期については異なることに留意する。

(チ) 不正受給による支給停止処分

不正受給による支給停止処分は、「〇月〇日以後基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給停止処分である。

なお、不正受給による支給停止処分については、雇保法第 34 条第 1 項ただし書の「やむを得ない理由」があることを理由としても審査請求ができるものである。

ハ 就職促進給付に関する処分

就職促進給付に関する処分とは、たとえば、ある金額の再就職手当を支給する旨の処分又は支給しない旨の処分をいう。すなわち、「金〇円の再就職手当を支給する。」又は「再就職手当を支給しない。」旨の処分の如く、直接かつ具体的に法律効果を生ずる処分が審査請求の対象となる処分である。

そこで、たとえば支給残日数の判定に係る所定給付日数に関して資格得喪の年月日に関する処分が誤りであることを主張する者に対しては、まず、当該確定処分の取消を求めて審査請求をするよう指導する。

ただし、安定した職業に就いた日等支給要件の判断について誤りであることを主張する場合には、再就職手当の処分についての不服として取り扱う。

ニ 教育訓練給付に関する処分

教育訓練給付に関する処分とは、たとえば、ある金額の教育訓練給付を支給する旨の処分又は支給しない旨の処分をいう。

すなわち、「金〇円の教育訓練給付金を支給する。」又は「教育訓練